

様式第 4 号（第 4 条関係）

随 意 契 約 調 書	
工 事 名	答志島神島間海底送水管布設工事積算業務委託
工 事 場 所	鳥羽市 神島町 地先
契 約 分 類	業務委託
契 約 概 要	積算 N=1.0 式 海底送水管布設工事積算 N=1.0 式
契 約 期 間	令和元年 6 月 14 日 ～ 令和 2 年 3 月 27 日
契 約 年 月 日	令和元年 6 月 14 日
契 約 金 額	3, 1 0 2, 0 0 0 円（税込み）
契 約 相 手 先	津市島崎町 56 番地 公益財団法人 三重県建設技術センター 理事長 土井 英尚
契約相手の選定理由	海底送水管布設工事設計書の積算については、適切に実施できる能力を有する専門技術者の人員に限りがあり、十分な対応が困難であることから、専門知識等を有し公正な発注業務を委託する必要があります。 今回委託する業務は、海底送水管布設工事設計書の積算業務であることから、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 15 条第 1 項において、「発注事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない」とされ、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するよう求められています。 公の発注に関する積算支援は、入札契約事務に影響を及ぼす可能性があるため、守秘性が厳しく求められます。 また、設計図書及び三重県積算基準、設計単価表及び公共工事共通仕様書などに基づき三重県公共工事設計積算システムを利用して行うものであるため、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識や経験を有することが求められ、しかも当課の発注時期に業務に携われる技術者を確保できる体制が整えられていることが必要となります。

	発注者支援の資格及び公共工事積算等業務に関する専門的知識を有する技術者を的確に確保できるうえ、法令遵守及び秘密保持ができるなど本業務委託の執行可能な体制を有している県内団体は、公益財団法人三重県建設技術センターしかありません。 また、当該センターは、「施工体制の確保に関する推進協議会」において公共工事発注者支援機関に認定されています。 よって、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。」及び、鳥羽市契約規則第 21 条の 1 第 2 項の規定により、公益財団法人三重県建設技術センターと随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しない)
担 当 課	水道課